

第6章 市内屋外スポーツ施設の基本方針及び各拠点の整備方針

この章においては、大瀬運動公園、下河原運動広場の優先的な整備を行うために必要となる、市内屋外スポーツ施設の基本的な方針及び各拠点の整備方針を定めています。

1 市内屋外スポーツ施設の基本方針

(1) 全体の方針

- ・ 団体等の意見からも老朽化した屋外スポーツ施設の再整備や施設の質、機能の向上、多目的利用の形成などが挙げられていることから、今後において屋外スポーツ施設の再整備を進める中で、市内の公園内等における既存の屋外スポーツ施設数については、現在の施設数を維持することを基本とし、集約化や新たな適地への移転等についても検討します。
- ・ 既存の屋外スポーツ施設においては、ユニバーサルデザイン等のトイレ、手洗い場、日影となる休憩施設、器具倉庫、駐車場等の必要な施設整備を検討し、公園の改修の際には、屋外スポーツ施設の配置や規格等について検討します。
- ・ 施設利用者のヒアリング結果等から、市民が求める新たな活動（アーバンスポーツ等）について、河川敷周辺の公園等を活用し整備を検討します。

(2) 各施設の基本方針

利用状況や配置等を考慮して、各施設の基本方針を次のとおりとします。

		公園・施設名	施設の基本方針
都市公園	近隣公園	八条親水公園 テニスコート	当面の間は、施設の機能維持に必要な維持管理を行い、公園の改修の際には、大会利用が可能な施設規模であることやコート面、フェンスの老朽化などの課題を踏まえ、整備内容について検討します。
		八潮北公園 野球場、テニスコート	当面の間は、施設の機能維持に必要な維持管理を行い、公園の改修の際には、施設の老朽化や騒音問題、野球場の規格寸法が不足していることを踏まえ、施設の配置、整備内容（代替施設等も含む）について検討します。

		公園・施設名	施設の基本方針
都市公園	近隣公園	大原公園 野球場、テニスコート	当面の間は、施設の機能維持に必要な維持管理を行い、公園の改修の際には、施設の老朽化や騒音問題、野球場の規格寸法が不足していることを踏まえ、施設の配置、整備内容（代替施設等も含む）について検討します。
		松之木公園 テニスコート	コート面の劣化が進行し、利用停止している状況などを踏まえ、当面の間は、機能維持に必要な維持管理を行います。また、公園の改修の際には、利用状況や他の施設状況を踏まえ、施設の配置、整備内容（代替施設等も含む）について検討します。
		八潮南公園 ソフトボール場	当面の間は、施設の機能維持に必要な維持管理を行い、公園の改修の際には、施設の老朽化やグラウンドの雨水排水の不良、トイレの衛生面などの課題を踏まえ、整備内容について検討します。
都市公園以外の公園	運動公園	大瀬運動公園 野球場	施設の老朽化や、規格寸法の不足等の課題があるため、施設の配置、整備内容について検討します。
	運動広場	八條幸之宮運動広場 ソフトボール場	利用状況などを踏まえつつ、引続き機能維持に必要な維持管理を行います。
		下河原運動広場 ソフトボール場	多様な活動が出来る機能の整備やトイレの衛生面などの課題を踏まえ、施設配置等を検討します。
		八條北運動広場 多目的広場	市内で唯一の天然芝が敷設された施設として、天然芝の特性に留意しながら、必要な維持管理を行います。
その他	運動広場	中川やしおスポーツパーク サッカー場	利用状況を踏まえ、施設の機能維持に必要な維持管理を行います。また、利用者の需要に応じた施設整備を検討します。
		中川やしおスポーツパーク ソフトボール場	

※公園の改修時期については、市内屋外スポーツ施設の整備状況や市の財政状況を踏まえながら検討していきます。

2 各拠点の整備方針

計画区域の基本方針や市内屋外スポーツ施設の基本方針を踏まえ、各拠点の整備方針を定めました。

(1)大瀬運動公園^{スポーツ}(Sports拠点)

①計画区域の基本方針における位置付け

- ・野球等のスポーツが出来るほか、市民が気軽に運動や活動ができる環境を進めるため優先的に整備します。
- ・災害時の防災活動や避難場所等の防災機能を整備します。

②市内屋外スポーツ施設の基本方針における位置付け

- ・施設の老朽化や、規格寸法の不足等の課題があるため、施設の配置、整備内容について検討します。

③整備方針

方針	内容	検討施設
スポーツ交流の活性化に向けた競技施設の整備	市内屋外スポーツ施設の老朽化や、市街地で発生している騒音問題などに対応するため、安全で快適にスポーツができる施設を配置し、スポーツを行う人々の交流を促進します。	・野球場 ・多目的広場（グラウンドゴルフ等） ・駐車場
あらゆる世代に対応する、健康・スポーツ発信拠点の整備	市民の各世代のニーズに対応した、多様な健康・スポーツの体験イベントの開催や、継続的プログラムが実施しやすい環境を整備します。	・多目的広場 ・管理事務所、休憩施設、手洗い場、トイレ等
遊歩道等との連携	新旧堤防における遊歩道等との連結性を高めます。	・案内板
避難場所等の防災機能の整備	災害時の避難機能を確保するため、屋外スポーツ施設や広場に避難場所の整備を検討します。	・防災ヘリポート ・避難場所

【イメージ】



野球場



多目的広場
(グラウンドゴルフ)



屋根付休憩施設



災害時用トイレの設置訓練

(2)下河原運動広場(Activity拠点)

①計画区域の基本方針における位置付け

- 誰もが利用しやすい空間やアーバンスポーツなどの新たな屋外スポーツ施設の整備を検討します。
- 市民の多様な活動に活用できる場を優先的に整備します。

②市内屋外スポーツ施設の基本方針における位置付け

- 多様な活動が出来る機能の整備やトイレの衛生面などの課題を踏まえ、施設配置等を検討します。

③整備方針

方針	内容	検討施設
子どもたちや高齢者等の運動の場づくり	市民が誰でも利用できる場の整備と現在の野球場を活かして、子どもたちの野球やソフトボールをはじめ、高齢者のグラウンドゴルフ等の運動の場として活用できる環境整備を検討します。	• 多目的広場（ソフトボール、少年野球場、グラウンドゴルフ、少年サッカー） • 駐車場
新たなスポーツの場づくり	市民要望があるスケートボード等のアーバンスポーツができる施設を検討します。	• アーバンスポーツ施設
市民が気軽に利用し、楽しめる空間づくり	市民がいつでも自由に集まることができ、大人から子どもまで楽しむことができる空間の整備を検討します。	• 屋根付き休憩施設、手洗い場、トイレ等 • 遊具
遊歩道等との連携	新堤防の管理用通路との連結性を高めます。	• 案内板
避難場所等の防災機能の整備	災害時の避難機能を確保するため、屋外スポーツ施設や広場に避難場所の整備を検討します。	• 防災ヘリポート • 避難場所

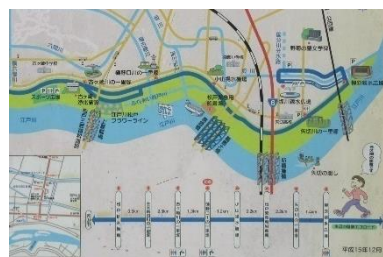
【イメージ】



多目的広場
(グラウンドゴルフ)



スケートパーク



案内サイン

(3)中川河川敷包括占用区域(Recreation拠点) レクリエーション

①計画区域の基本方針における位置付け

- ・関係団体等と既存施設を活用したイベント等の開催などを推進し、更なる施設の充実や中川の水辺を活用した各施策が展開されるよう促進します。
- ・水辺利用が促進される水辺整備や緊急時の水上交通・輸送の確保を検討します。

②市内屋外スポーツ施設の基本方針における位置付け

- ・中川やしおスポーツパークにおいては、利用状況を踏まえ、施設の機能維持に必要な維持管理を行います。また、利用者の需要に応じた施設整備を検討します。

③整備方針

方針	内容	検討施設
地域と連携した多様なイベントが開催できる環境の充実	水辺を活かしたイベントが開催できる環境を整備するとともに、本市を代表する観光資源である中川やしおフラワーパークが市内外から親しまれる整備を促進します。	・駐車場（再整備） ・休憩施設（トイレ等）
市民ニーズに応じた新たな魅力を発信する環境整備	市民ニーズの高まりに対応するとともに、需要を踏まえた魅力の発信や施設の充実、各施策を展開します。	・バーベキュー、グランピング施設や新たなスポーツ等、需要に応じた施設整備
遊歩道等との連携	新旧堤防における遊歩道等との連結性を高め、散歩やサイクリングをしやすい環境整備を検討します。	・サイクルスポット ・案内板

【イメージ】



河川敷でのバーベキュー



シェアサイクル



マルシェの開催



水上スポーツ



緊急時の水上交通・輸送の確保

(4)遊歩道等

①計画区域の基本方針における位置付け

- ・中川新堤防や旧堤防の活用により、周遊性を活かし、安全性を高めたウォーキングやジョギングコース、サイクリングコース等の構築に向けた取組みについて、関係機関等と連携し検討します。

②広域的な連携について(広域自転車道)

- ・国土交通省は、河川とまちの賑わいある良好な空間形成、埼玉県は、サイクルツーリズムの推進、東京都は、自転車によるアクセスがしやすい環境整備を目指してしていることから、計画区域内だけではなく、周辺の自治体等と広域的な連携を検討します。



中川周辺の水系図

国土交通省



河川とまちの賑わいある

良好な空間形成

「かわまちづくり」支援制度実施要綱(令和5年4月)において、河川空間とまち空間が融合した賑わいある良好な空間形成を目指しているため、国の事業と連携を推進します。

埼玉県



八潮市

サイクルツーリズムの推進

第2次埼玉県自転車活用推進計画(令和4年7月)において、埼玉県の地域の実情に応じた自転車の安心・安全な利活用を推進することとしているため、サイクリングコース等の実現に向け県や周辺自治体などと連携を図ります。

東京都



八潮市

自転車によるアクセスが

しやすい環境整備

東京都自転車通行空間整備推進計画(令和3年5月)において都内各地で誰もが安全で安心して移動できる自転車通行空間の確保を目指していることから、走行環境の連続性を維持するため、隣接区と調整を行います。

③整備方針

方針	内容	検討施設
旧堤防遊歩道の整備 (中川遊歩道)	周辺ののどかな農風景をゆっくり楽しめる散歩コースを検討します。	・歩道拡幅、サイン設置 ・休憩施設(ベンチ) ・花景観整備
新堤防の管理用通路の活用	高い場所から広々とした景観を楽しめるサイクリングコースとしての活用や、周辺自治体との広域的な連携による整備を検討します。 散歩、サイクリングが共存する遊歩道として、利用者の安全性を高めます。	・サイン設置 ・休憩施設(ベンチ) ・各拠点との接続 ・花景観整備

【イメージ】



しだれ桜が美しいトイレ周辺(中川河川敷包括占用区域)



江戸川サイクリングコース(葛飾区)